「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

- 運営推進会議の開催については、(4) **⑨地域との連携等の【地域密着型通所介護】 の項**を参照のこと。ただし、安全・サービス提供管理委員会が担う機能を求めていることを踏まえ、一定の配慮をし、利用者の状態に応じて、概ね12月に1回以上の開催とする。
- 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定療養通所介護事業者については、居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から通所療養介護計画の提供の求めがあった際には、療養通所介護計画を提供することに協力するよう努めること。

#### ⑤療養通所介護費 12,785単位/月

- 療養通所介護費は、当該療養通所介護事業所へ登録した者について、登録している期間1月につき所定単位数を算定する。月途中から登録した場合又は月途中から登録を終了した場合には、登録していた期間(登録日から当該月の末日まで又は当該月の初日から登録終了日まで)に対応した単位数を算定することとする。
- これらの算定の基礎となる「登録日」とは、利用者が療養通所介護事業者と利用 契約を結んだ日ではなく、サービスを実際に利用開始した日とする。また、「登録終 了日」とは、利用者が療養通所介護事業者との間の利用契約を終了した日とする。

#### ⑥短期利用療養通所介護費 1.335単位/日

#### ⑦入浴介助を行わない場合の減算

- 入浴介助を行っていない場合は、所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数を算 定する。
  - ・ 事業所内に入浴設備がない場合など事業所の都合によって入浴介助を実施しない場合は減算の対象となる。また、療養通所介護計画に、入浴介助の提供が位置づけられている場合に、利用者側の事情により、療養通所介護費を算定する月に入浴介助を1度も実施しなかった場合も減算の対象となる。

ただし、利用者の心身の状況や希望により、清拭又は部分浴を実施した場合は この限りではない。

# ⑧サービス提供が過少である場合の減算

- 算定月における提供回数について、利用者1人当たり平均回数が、月5回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。
  - イ 「利用者1人当たり平均回数」は、暦月ごとにサービス提供回数の合計数を、 利用者数で除することによって算定するものとする。
  - ロ 利用者が月の途中で、利用を開始する、終了する又は入院する場合にあっては、 当該利用者を「利用者1人当たり平均回数」の算定に含めないこととする。
  - ハ 市町村長は、サービス提供回数が過少である状態が継続する場合には事業所に 対して適切なサービスの提供を指導するものとする。

# ⑨中山間地域等に居住する利用者に対する加算(5%加算)

- 中山間地域等に居住する利用者に、運営規程(届出事項)で定める通常の事業の 実施地域を越えて、指定療養通所介護を行った場合に加算する。
  - (中山間地域等に居住する利用者にサービスを提供しても、通常の事業の実施地域内であれば、加算は算定不可)
- 中山間地域等(福岡県内で関係あるもの)
  - …離島振興対策実施地域、辺地、振興山村、特定農山村地域、過疎地域 (具体的地域は、80ページ以降及び県のホームページを参照すること。)

#### ⑩口腔・栄養スクリーニング加算

< 共通事項>

- 指定地域密着型通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき算定する。
  - ア ロ腔・栄養スクリーニング加算の算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング (以下「口腔スクリーニング」という。)及び栄養状態のスクリーニング(以下 「栄養スクリーニング」という。)は、利用者ごとに行われるケアマネジメント の一環として行われることに留意すること。
  - イ ロ腔スクリーニング及び栄養スクリーニングは、利用者に対して、原則として 一体的に実施すべきものであること。ただし、大臣基準第51号の6ロに規定する 場合にあっては、口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの一方のみを行い、 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定することができる。
  - ウ ロ腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、 提供すること。
    - i 口腔スクリーニング
      - a 硬いものを避け、柔らかいものを中心に食べる者
      - b 入れ歯を使っている者
      - c かせやすい者
    - ii 栄養スクリーニング
      - a BMIが18.5未満である者
      - b 1~6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の 実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通 知)に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者
      - c 血清アルブミン値が 3.5 g/dl 以下である者
      - d 食事摂取量が不良(75%以下)である者
  - エ 口腔・栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当 者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔ス クリーニング又は栄養スクリーニングを継続的に実施すること。

- オ ロ腔・栄養スクリーニング加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービス又は口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供が必要だと判断された場合は、口腔・栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定できること。
- 当該利用者が、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。

#### ◎ 口腔・栄養スクリーニング加算(I) 20単位/回(6月ごとに1回算定)

- 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
  - ア 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の**口腔の健康状態**について確認を行い、 当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下 しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。)を当該 利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。
  - イ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の**栄養状態**について確認を行い、当該 利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低 栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員 に提供していること。
  - ウ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

### ①療養通所介護事業所の利用中に他の療養通所介護事業所を利用した場合(算定不可)

利用者が一の指定療養通所介護事業所において、指定療養通所介護を受けている 間は、当該指定療養通所介護事業所以外の指定療養通所介護事業所が指定療養通所 介護を行った場合に、療養通所介護費は、算定しない。

# ②重度者ケア体制加算 150単位/月

厚生労働大臣が指定する研修を受講した看護師等を一定数以上配置し、指定訪問看 護事業者の指定を併せて受けたうえで一体的に事業を実施するなどの基準を満たした 事業所が、重度の要介護者を受け入れて指定地域密着型通所介護を行っていること。

#### ③サービス提供体制強化加算(Ⅲ)((Ⅲ)イ又は(Ⅲ)口のいずれかのみ算定)

- ◎ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)イ 48単位/月
  - (1) 直接提供職員の総数のうち勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。
  - (2) 定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。
- ◎ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)口 24単位/月
  - (1) 直接提供職員の総数のうち勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

(2) 定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。

令和6年度Q&A通知[通所·地域密着通所]

問番号	11	8	6	20
文書名	介護保険最新情報R6.3.15VoL1 1.225「今和6年度)選集側改定に関す るQ&A(VoL.)(今和6年3月15日) の送付についてp13	介護保険最新情報R6.3.15Vol.1 1225 (4和6年度/龍韓間改定に関す 6.28(Vol.1) の送付についてp14	介護保険最新情報R6.3.15V0L1 1225(今和6年度)機験配配に関す 高の&A(Vol.)(令和6年3月15日) の送付についてp15	7)機保険服務情報R6.3.15VoL1 1225/4和6年度7.個幹酬改定に関す るQ&.(VoL.) 7(令和6年3月15日) の送付についてp15
四各	(答) 一日本時度は会談定者課師解算課程「認知症者」の研修 で日本者選組会が認定している者語末大学院の「名人者題、及び精神看護」の専門看護師教育課程 3日本者報神科者選盟会している書語末大学院の「名人者題、及び精神者護」の専門看護師教育課程 ・ただし、③については認定証が発行されている者に限る。	・認知症高齢者の日常生活自立度の決定に当たっては、医師の判定結果又は主治医急児書を用いて、居宅サービス計画又は各サービスの計画に記載することなる。なお、複数の判定結果がある場合には、最ら様化・利定を用いる。 下 医師の判じる所、場合には、電子機能定等の次部に「ついて、日本サービス計画のは各サービスが開口に記載することとなる。なお、複数の判定結果がある場合には、最ら様化・利定を用いる。 ・ これらに「ついて、小護支援等下員はサービス担当者会議などを通じて、認知症害毒者の日常生活自立度も必ずる。 に対して、小護支援等下員はサービス担当者会議などを通じて、認知症害毒者の日常生活自立度も必ずる。 (注 指定医サービスに要する費用の額の算に「関する基準(節問通イサービス) 配子能力管理を指しませた。 2000年第4月、日本企業ので構築を共有する一定となる。 (注 指定医サービスに要する費用の額の算に「関する基準(節問通イサービス) 配子能を発音を指します。 2000年第7月、日本企業のでは、2000年第4月、日本企業のの異常なが確認します。 2000年第1月、日本企業の 36 号車生省を外保確和に、2000年第2月、2000年第4月、2000年第4月、2000年第4月、2000年第4月、2000年第4月、2000年第5日、2000年第5月、200	・専門的な研修を修了した者の配置については、策劃等の条件は無いが、認知症チームケアや認知症介護に関する研修の実施な と、本加算制度の要件を満たすためには事業所内での義務を実施する必要があることから、加算対象事業所の職員であることが必要である。 要である。 でなお、本加算制度の対象となる事業所は、専門的な研修を修了した者の勤務する主たる事業所1か所のみである。	器知症分獲指導者研修修了者であり、適切に事業所全体の認知症ケアの美施等を行っている場合であれば、その者の職務や資格等については問わない。
質問	部別に専門ケア加斯及び途所小機、地域密差型途所小機における認知位加 発生だに(種類)小板線条線能型(電小部における認知位加度 1 ト・II NO 発生ででは、1、「認知能」第に係る専門的な所修り「認知症所度の指 等に発布であり、 でませんのかあるか。	認知症高齢者の日常生活自立度の確認方法如何。	認知信介護に係る専門的な研修を修了 <i>した者を配置するとあるが、配置」</i> の考え方如何。常勤繁件等はあるか。	部形店専門ケア加算(II)及び(傳達)/地類多機能型居宅介護における認 利能加算(1)の認知能介護指導者は、研修修了者であれば管理者でもかま わないか。
項目	認知症専門ケア加算、認知症加算	認知症専門ケア加算、認知症加算	認知症専門クア加算. 認知症加算(1)・ (11)	認知症専門ケア加算、認知症加算
基準種別	#E0 884	五	<b>H</b> 超路卷	750 SSP
サービス種別	過所介護	海	過所介護地域密灣型過所介護	海

問番号	2	22	23	24	52
文書名	介護保険最新機能6.3.15Vol.1 5.255/年が6度で 8.08.4(Vol.1)(特利6年3月15日) の送付についてp16	/ 破保険機能情報R6.3.15Vol.1 1225/ 中和6年度/開業機能改定に関す 8Q&A(Vol.)(今和6年3月15日) の送付についてp17	/ (	が獲保険器析構R6.3.15VoL1 1225/中和6度が開始Manavacに関す るQ&A(VoL)(や和6年3月15日) の送付についてP18	介護保険服所権R6.3.15Vol.1 1225/中和6年度/解婚配定に同す 8Q&A(Vol.)(や和6年3月15日) の送付についてp31
是回	・器知症介護指導者竟成研修については認知症介護実践研修(認知症介護衰践者研修及び認知症介護実践リーダー研修)の企画・ ・選集に参加しておは認知で保護することが予定されている。予ちあることが予定課業により、現象、包度表で行われた カリキュラムにおいては認知症が選集等があっても一般のおかまってきます。。 ・従って、認知症等にあってもは実践研修を修りしまったかまではことする。 ・従って、認知症等門で対解(II) 及びたみなまします。 ・従って、認知症等門で対解(III 及び表別の認定を持定を持定にあける認知症解(III については、加算対象となる者が 野路))名の基準の過ぎにあっては、一般の認定を含むが認知能で作成における認知症解(III については、加算対象となる者が 野路))名の国産で表示ことと、当前介護、地域配着型通所介護における認知症加薄については、当該者を指定通所の構 を行う時間帯を通じて1名の配運で養定さることとなる。	本加算制度の対象となる認知症介護実践リーダー研修については、自治体が実施又は指定する研修としており、研修カリキュラム、 講師等を著査し、適当と判断された場合には認められる。	含むものとする。	貴児のとおりである。	別時点では、以下の研修が該当する。 - 特定行為に係る者護防の研修制度により原生労働大臣が指定する指定併修帰側において行われる研修 - 日本省戦協会の認定者護師教育課程、日本者護協会が認定している者護永大学院の専門者護師教育課程
原原	認知症介護実践リーダー研修を修了していないが、結婚所県等が当該研修 修 者と同等の能力を有すると認めた者であって、認知症が膨精等者 研修を修了した、同じ、認知症理サップが異なら所が高、地部に対 型部所で関に対する認知症がに(存譲が決機・機能型音・)の と対う認知に加算(1)・(1)に対する認知症介護実践リーダー研修修了者 としてみなすことはできないか。	例えば、平成 18 年度より全国社会補礼協議会が認定し、日本介護権社士 会争が実施する行政報社エファントステップ研修」については、認知底 介護実践)・ダー研修祖当として認められるか。	認知症介護実践リーダー研修修了者は、原果介護研修等集の実施につい で、「平成 12 年9月5日老発験 623 号)及が第47 護研修等業の円滑な 運営について、「年成 12 年 10 月 25 日老計第 43 号)において規定す の専門職程を修了した者も含むのか。	部別信用中プ方面数な過所介護、地域密着型過所介護における認知信加 即並じに(看護)小規模各機能固定化度における認知値加算(1)・(ロ)に さける「技術的対象に「各金橋」と、特定事業の加算やサービス機体制 化加算における「事業所における後業者の技術制を目的とした金橋」が 同時における「事業所における後業者の技術制を目的とした金橋」が 同時における「事業所における後業者の技術制を目的とした金橋」が 同時における「事業所における後業者の技術制を目的とした金橋」が 同時における「事業所における後業者の技術制を目的とした金橋」が 同時における「事業」である。「日本の技術制を目的とした金橋」が 同時における「事業」である。「日本の技術制を開発します。」 同時における「事業者」の表現を開催しまる。「日本の表現を開催したものと 考えてよいのか。	<b>産産者ケア体制が関</b> において求める者機的の「保健院制度的者機体法 (昭和二十三年法律第二百三号)第二十七条の「第二項第五号に規定する 指定所修機関において行われる研修等」とは、どのようぶものか。
項目	認知症専門ケア加算、認知症加算	認知症専門ケア加算、認知症加算	認知症 専門ケア加算、認知症加算	談知症専門ケア加算	重度者ケア体制加算について
基準種別	<b>毛</b> 图 84	<b>毛</b> 包含	<b>周</b> 284	<b>地</b> 图 84	養
サービス種別	海牙小羅 地域改善型海牙小骥	通所介據 地域密音型通所介護	過所介據 地域改善型過所介護	海野介護 地域改善型酒所介護	<b>搬</b> 全 上 短 概

問番号	23	54	55	99	57	89
文書名	介護保険最新情報R6.3.15VoL1 11225-6和6年整介機能開応定に関す 56.Q8.A(VoL1)(4和6年3月15日) の送付についてp32	介護保険最新情報R6.3.15VoL1 12257年有的6年度/推議開始定に関す 高の8.4VoL1)(今前6年3月15日) の送付についてp32	介護保険最新情報R6.3.15VoL1 12256 年和6年度/推議酬配定に関す ある8.A(VoL1)(今前6年3月15日) の送付についてp33	介護保険差折信報Re.3.15VoL1 1225年4前6年度小護衛師定に関す 522年64(VoL)(令和6年3月15日) の送付についてp33	介護保険最新情報R6.3.15VoL1 1225 (寺和6年度/開議開研定に関す 高名A/VoL1) (寺前6年3月15日) の送付についての34	介護保険最新情報 R6.3.15Vol.1 1225 年前 6年度 介護衛軸定に関す 高の 8.4Vol.1 (そ前6年3月15日) の送付について 6.34
回答	個別機能訓練加算(I) イ・ロに係る機能訓練指導員については、具体的な配置時間の定めはないが、当該機能訓練指導員は個別機能訓練記録を加算(I) イ・ロに係る機能訓練指導員は回別機能訓練があったがのでだったならに関与するとともに、利用者(1かは四別機能調修を通数実施したり、実施後の効果等を評価したりする必要があることから、計画発展に関する所属「訓練等所」が興を評価する時間等を踏まえて配置すること。なお、当該機能訓練指導員は等後で配置することが必要であるが、常勤・非常勤の別は問わない。	貴見のとおり。	巻し支えない、ただし、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置しているのみの場合と、これに加えて専 ら機能訓練指導員 の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置している場合では、個別機能訓練の実施体制に差が生じるものであることから、営業日ことの理学療法士等の配置体制について、利用者にあらかじの説明しておく必要がある。	個別機能調整加算(1)イ及びロについては、いずれの場合も、当該加算を算定する事業所に理学療法士等を配置する必要がある ことから、事業所以外の機関との連携により確保することは認められない。	無限のとおり。例えばサービス提供時間が9時から17時である過所が護等事業所において、 -9時から12時、場と機能訓練詳細の意然に従事する理学療法・春を1名配置 -10時から12時、場と機能訓練詳細の職務に従事する理学療法・春を1名配置 した場合、10時から12年でに出資学療法・等かが優別機能訓練を受けた利用者に対してのか。個別機能訓練加算(1)ロ を解定することができる。(9時から10時、12時から13時に当該理学療法・等から個別機能訓練を受けた利用者については、 個別機能訓練加算(1)イを算定することができる。)	・機能関係指導の配置基準は、指定適所介護非製所(指定地域飲料型適所介護非解所)ことに1以上とされている。この議者によ り配置された機能回服計等員が1等の機能関係計算員の機能に依靠する程学能計算。である場合は、個別機能関係的時代1の時 定要件の一つである「専与機能回線指導員の職務に従事する理学療法士等と1名以上配置1を消たすものとして差し支えない。
質問	億別機能調練加算(1)イ・ロにおいては、申ら機能調解指導員の職務に従事で選挙を選挙解決士等を1名以上配置することとなっているが、具体的分配 国時間の定めはあるのか。	(国別機能調像加算(1) 口においては、導心機能調解指導員の職務に従事 の服務に保事を1名以上配置することに加えて、事の機能調解指導 の服務に従事する理学療法士等を1名以上配置することは、 め、合計で同時に2名以上の程学療法士等を配置する必要があるというこ とか。	個別機能調線加算(1)口においては、専う機能調線指導員の鍵粉に従事 する理学療法士等を「名以上配置することに加えて、専う機能調線指導員 の機能に従事する時候法共業者も任むに配置することでなっているが、 即う機能調線指導の機能に接ずるは対し配置するごとなっているが、 い日がある場合・単誌日は個別機能調線加算(1)口に代えて個別機能割 機加算(1)イを算定してもよいか。	(回)機能調像加算 (1) イにおいては、専ら機能調像指導員の職務に従事 る。20年を発光する。名の上に記載することなっている。また世別機能 を加度 (1) コによっては、他別機能が関係 (1) インの発生である。毎ら機 経開業に対象員の股票に保事する哲学教光できず、名い上配達することに することなっているが、これらの様子を表示するとのとは することなっているが、これらの様子を表では、一般を ステーション等との連携により確保することにできます。	・	個別機能調整 17 イズはロにおいては、即の機能調整指導機の翻訳 に保事との事実解光、単の管理をあるがいるが、では、即の機能調整 では、他の事業を表示しまって、「機能が機能がした。 できましました。 関係を対して、「他の機能が関係を表示している機能が発 関係を対して、「他の機能が関係を表示している機能が できます。
項目	(個別機能調練加算(1)イ・ロの人員配置要件	(個別機能訓練加算(1)ロの人員配置要件	(園別機能訓練加算(1)イ及びロの人員 配置要件	(個別機能訓練加算(1)口の人員配置要件	個別機能訓練加算(1)口の人員配置要件	機能調練指導自り場ら機能調練指導自 の職務に従事する理学報法士等を兼務 した場合の服別機能訓練加算(1)イズ は口の算定
基準種別	秦民國	<b>用</b>	担望多幸	<b>地</b> 包络	<b>王</b> 超206	· 英语图
サービス種別	過所小鐵 結城密着型通所介護	過所小體 地填密韓四進所介護	過所介護 地域密着型通所介護	過所小罐 地域密着型過所小腦	過所力讓 結城密書型海所介護	適所介護 地域密着型過所介護

サービス種別	基準種別	通	红	2000	文書名	問番号
過所介護 地域密着製油所介護	人員	人員配置(会者機構の配置基準の機利	解除、診断所以は前間看機カテーションとの契約で確保した看護職員は、営 業日とに引用者の提供的の配置が行り必要からあり、その場合との程 後の企業時間が必要か、また、事業所に関기フトラムンができる体制とは 距離的にどの程度離れた範囲までを提定しているのか。	・金藤状態の確認を行うために要する時間は、事業所の接続に応じて厚なるため、一般に示すことはできないが、利用者全員に対し て「他型に最終を動を開発を行えるように有称。海峡所入はが同じを指揮がイナーシーンが影や布が必要がある。 ・また、事業所に属けづけ、あこかでもの各種に係る問題を確認しいでは、地域の学権におってなら、一般に示すこと はできないが、利用者の表情感覚に対応できるようを多形の等源。診察可以は活用機能メイーションから適切に指示体度ですだ。 かできる単純本語を指係することでもあまりを多形の等源。診察可以は活用機能メイーションから適切に指示体度がおこと かできる単純本意を指係することでも原数かり適切な維持を図っていることになる。	介護保険器所権略6.3.15VoL1 6.25(今和6年的介護機関配定に関す 6.28.A(Vo.1.)(今和6年3月15日) の送付についてp35	50
過所介護地域密審型通所介護	<b>泰</b>	入治介制加算(1) ①研修内容について	入浴介制加算(1) ①研修内容について 入浴介制に関する研修とは具体的にはどのような内容が想定されるのか。	具体的には、脱衣 洗髪、洗体、移集、着衣など入浴に係る一連の動作において介助対象者に必要な入浴介助技術や転倒防止、入 が 沿事が防止のためのリスで管理や安全管理等が挙げられるが、これらに限るものではない。 でお、これらの研修においては、内部研修・外部研修を問わず、入浴介助技術の向上を図るため、維続的に研修の機会を確保され たい。	介護保険最新情報R6.3.15V0L1 5.225 年初64度が開催Mm公正に関す 5.02.8.(V0.1.)(今和6年3月15日) の送付についてp35	09
過所介護地域密着型通所介護	#短班	入治介即加算(11) ②情報通信機器等を活用した訪問方法について	情報過信機器等を活用した訪問する者(介護職員)と評価をする者(医師等)が画面を通して同時進行で評価及び助言を行わないといけないのか。	<b>権等連信機器等を活用した訪問や評価方法としては、必ずした画面を造して回踪進行で対応する必要はなく、医師等の指示の下、「当該利用者の設作」のよいでは影画、治室の機能については写真にするなど、状況に応いて製画・写真等を活用し、医部側に評価しまってもらう事で愛件を維定すこととしている。</b>	が護保険器所積R6.3.15Vol.1 12251年初6度が襲撃艦改定に関す るQ&A(Vol.)(令和6年3月15日) の送付についてp36	61
施所介羅 港域政権型通明介護	毛型發音	入浴介助加算(Ⅱ)	入浴介助加算(II) は、利用者が原宅において利用者自身で又は家族等の 介助により入浴を行うことができようになることを目的とすをのであ るが、この場合の「居宅」とはどのような場所が態定されるのか。	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	介護保険最新情報R6.3.15Vol.1 12251年初6年分離報 るQ&A(Vol.)(今和6年3月15日) の送付についてp37	99
通所介護 地域密希型通所介護	<b>海路</b>	入治介明加算(II)	入浴介助加算(II) について、医師・理学療法士、作業療法士、小護福祉士 をしては、分析を変異等的な力に利用者の物体のなどがです。 とかできる海出目専門相談時、機能調解活動・地体結構を指す。 の研集でから他生活技術に関する研究的対域のな経験を有う。 のの原金を訪問し、必要しまける。 もこととっているが、このに発えが修に関する時間的知識及び経験を得す ることとっているが、このに発えが修に関する時間的知識及び経験を得す る者」とはどのような者が想定されるか。	福祉・住環境コーディネーター2級以上の省等が穏定される。なお、通所リハビリテージョンについても同様に取扱う。	介護保険最新情報R6.3.15VoL1 8.00 (1997年) (1997年) (1997年) (1997年) (1997年) (1998年) (19	63

問番号	64	65	99	67	89
聖					
文書名	介護保険最新債職R6.3.15Vol.1 7225/令和6年度/襲撃開政定に関す 7225(今和6年度/ 7025(Vol.)(今和6年3月15日) の送付についてp38	が破除機器析機R6.3.15VoL1 12251年和6年度が指輪圏が定に関す るQ&A(VoL1)(令和6年3月15日) の送付についてp39	7歳保険最析情報R6.3.15VoL1 1225年や和6年度/情報酬応定に関す るQ&A(VoL1)(や和6年3月15日) の送付についてp40	介護保険最析像的6.3.15VoL1 1225/年和6年度/開催的6.3.15VoL1 るQ&A(VoL1)(令和6年3月15日) の送付についてp41	介護保険最新情報R6.3.15Vol.1 12284 本和6年度小藤報酬改定に関す 62284(か1.1)(今和6年3月15日) の送付についてp42
局景	降雪に隔らず局地的大雨や電、竜巻(ひょうなども含まれる。例えば、急な気象状況の悪化等により道路環境が著しく悪い状態等も含むこととして差し支えないため、都道府県・市町村におかれては地域の実態に鑑み、対応されたい。	・利用者の送辺については、利用者の居宅と事業所間の送迎を原則とするが、利用者の居住実態がある場所において、事業所の サービス機能関の特別を上京路がなく、利用者と利用者を終されぞれの問題が得られている場合に限い、事業所と当該場所間の 送弧については、送迎選算を適用しない。 ・適所がサービスである介護予防感呼いドリテーション・循章通呼が購においては送迎減算の設定がないが、同様の別級いとす る。なお、小規模多機能型居宅介護、有慮り規模多機能型居宅介護、指定相当通所型 サービスについても同様に取扱うこととして差 し及えない。	・送加速算は、送迎を行う利用者が利用している事業所の従業者(間中の等例であれば、A事業所の従業者)が当該利用者の展宅 と事業所間の送迎を表施している場合に要託されるものであることから、適用される。ただし、B 等等何の従業者が、A 事業所の と面別数がを締結している場合は、A 事業所の従業者(かつ B 事業所の従業者)が送迎を支施しているものと解されるため、この 限りにおい。 雇用契約を締んだ上での A 事業所 と B 事業所の利用者の同果については、事業所間において同果にかかる条件 ・12のようは、雇用契約を締んだ上での A 事業所を利用者の同果については、事業所間において同果にかかる条件 ・200 ようが、A またの言語の入決をしている場合には、利権を同乗でもこには 意じまされて同果にかかる条件 ・200 年の前の利用者の同時でも間となるが、送迎顧回は利用者の利用を指定を指定こことのない範囲並びに各事業所の通常の事業 ・200 年のよりにもいるのであるが、送迎顧回は利用者の利用を指定しては送迎減算の設定がないが、同様の取扱いとす ・200 なお、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、指定相当通所型 サービスについても同様に取扱うこととして差 しまえない。	・指定箇所介護等等業者は、指定通所分譲等等業所にとに、当該指定通所分譲等事業所の従業者によって指定通所分譲等を提供し、 な対けれなからいにとどされている。大方に、利用者の返記には影響を表現では、実際についてはこの別つではないにとから、 と通行が譲る事業が必然には、送出の「病を薬剤」の、第三者へ表示の手にも可能である。点が、同中の事例について、送出に係る業別の発化され、実践した事業者により、利用者の同能を申募所との間の送出が介がは、適合に、送出の経過が正式がある。 という、対しに係る業別の発化され、設定した事業者により、利用者の同能を申募所との間の送出が介がは、対しに、経過は「法国企業」という。 いかが、対しの事業所へ変計である。 には、一般できれている。 には、他の表別を表している場合には、利用者を同様ではあるには、他の表別が対し、対し、無限の所 に対している。 には、ためには、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	対象となる旨を厚生労働省から事務連絡によりお知らせした総発症又は災害については、利用延入最終の 減少が生じた具体的な 理由は限っす、当該統法配対は対点の経営・想定される利用並入員数の減少が一定以上生じている場合にあっては、3%加算や現 模区分の特例を適用することとして差し変えない。
真	所要時間による区分の所り扱いとして、「降雪等の治な気象状況の悪化等により~」としているが、急な気象状況の悪化等とは衰弱なども含まれる か。	途所条サービスにおける送迎において、事業所から利用者の配金以外の場所(例えば、機能の実命)へ送迎した際に送母減算を適用しないことは可能が。	A 專業所の利用者について、B 專業所の従業者が当該利用者の居宅と A 事業所との間の送迎を行った場合、送迎減算は適用されるのか。非た、B 事業所の従業者が送迎を行う際に、A 事業所と B 事業所の利用者を同乗 させることは可能か。	<ul><li>本業所の利用者(こついて、A車業所が送迎に係る業務を委託した事業者 により、当該利用者の居宅と、4事業所との間の送迎が行われた場合、送印 漢算は適用されるのか。また、複数の事業所で第三者(共同で送迎を委託 する場合、各事業所の利用者を同乗させることは可能か。</li></ul>	基本報酬への3%加減(以下「3%加減」という。)や尊集所規拠の報酬区 分の決定に係る時間で17年機度が特別という。)では、現に感染症や 災害の影響と想定される利用法人員数の減分が一定以上生じている場合 にあっては、減少の具体的な運用は問わるいのか。
項目	所要時間による区分の取扱い	アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・ア	という単心の 減減研究	アルビコ語を同共の 草葉砂松	3%加算·提模区分の特例(利用延人員 数の)減少理由)
基準種別	幸優厨州	華田	<b>阿</b> 罗卷	<b>惠</b> 88	<del>  </del>
サービス種別	通所介護 地域密着型通所介護	過所小議 地域密着型適所小機	遊所介護 地域密着型過所介護	海 內	通所介護 地域密着型通所介護

一种配	69	8	17	7.5	73
文書名	7遊保険亜新情報R6,3.15VoL1 1225「今約6年度/旗精酬定に関す るQ&A(Vol.)(今和6年3月15日) の送付について P43	介護保険最新情報R6.3.15VoL1 1225年 7226年(740年) の送付についてp44	介護保険亜新情報R6.3.15VoL1 1225年460年度介護報酬改定に関す 5225年48(VOL1)(今和6年3月15日) の送付にフレてP45	介護保険最新情報R6.3.15VoL1 1225「今前6年度介護報酬配定に関す るQ&A(Vol.1)(今前6年3月15日) の送付についてP46	が護保険最新情報RG.3.15VoL1 1225「今前の年度介護等酬配定に関す るQ&A(Vol.1)(今前6年3月15日) の送付についてp47
\$40 0	をディンの では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	適所介護(大規模型1、大規模型11、適所リハビリテーション事業所(大規模型)については、利用基人員数の減少が住じた場合に おいては、職業症又は災害(規模区分の特例の対象となる)を定年を世生物権から事務連絡によりた対向になる。また、同一のサー であるかるがに関わらず、年度内に同度でも規模区分の特別の高用の高方をできるの部では、ことが可能である。また、同一のサー と之機構用において、3840期の算にとは関係と分析等の適用の両方を行うことはできないが、同一年度内に3840期の算定と対 特別の適用を作り、では、2840年では、2840年の4月の18、17、下右前官である。(なお、同時に3840期間の第二と、) 中解の適用要件の、47にに設当する連合は、規模区分の特別を適用することとなっていることに関係すること。) 一年度当初に指揮区分の特別適用の再びよりが、3840期間を開始とからでということは、2840年の第一名である。と、 一年度当初に指揮区分の特別適用を行うと乗業所について、3840期間を開始とからいることは、2840年の第一名である。と、 年度当初に指揮区分の特別適用を行うを実施所について、3840期間を開始とからことはない。) 一年度当初に指揮区分の特別を適用を行うを実施所について、おり間に対象のでもいということはない。) こと。(一度結模区分の特別を適用したため、年度内は結模区分の特別の適用しか行うことができないということはない。)	舞見のとおり。他の加算と同様、算定要件を満たした月(利用延人員数の減少が生じた月)の翌月 15 日までに届出を行わなければ、3%加算の算定や規模医分の特例の適用はできない。	・後しまえない、本体適知においてお示し、ているとおり、各月の利用版人員数及で前年後の1月当といの平均利用版人員数の薄定 にあたっては、適所は、地域を表面が引張しているとおり、各月の利用版人員数及で前年後の1月当といの平均利用版人員数の薄定 用の額の算に「即する基準(同時通行・2、年年を管理に対象としている。 着用の額の算に「即する基準(同時通行・2、年年を管理に対象としている。「中央、17年3月1日といる。 という。第2のが15 を基準の制定に中・実施上の資金利について「中央」17年3月 日本年の第一名。第6号(17年3日 中央 という。第2のが15 を上が向いた「ファーターン・2・1/こ)に「は暗意事の通知第2の8(2)を集明することしており、同時中の)以等 やの他や立を得らい独自には、当該総本庫では必要の影響を高されてもの。(2、集明することしており、同時中の)以等 サービス部(9をなった事業所の利用者を開発的に対して、18年3年を18年3年のより、4年3年のから、2年3年の第18年2日といる。(3、第2、第18年3日とは、2年3年3日とは、2年3年3年3日とは、2年3年3日とは、2年3年3日といては、平均利用組 ・また、適所が職、適所リハビリテーションにあっては、間急事項通知による事業所規模区分の算定にあたっても、同様の取扱いとすることとする。	感染症や災害(3%加算の対象となる旨を厚生労働省から事務連絡によりお知らせしたものに限る。)によって利用延人員数の減少 が生じた場合にあっては、基本的に一般3%加算を算定した際とは300億染症や災害を事由とする場合にのみ、再度3%加算を算 定することが日能である。
阿	各月の利用基人員数及び前年度の1月当たりの平均利用基人員数は、通所 介儀、地域密着型通行・環及び(小機等が)、認知症が近遠通所介護について 1、1指定程分十二人に変う素別の部の第に「関する基準が制造です。留 サービス、最空機を電影導及が福祉用具幹与に係る部分)及び部間を 有等表域。要う素用の部分常に「関する基準の制定に「サラキ権を制造 という。第2つが(4)及び(5)を進出)、1年の17年で第一部 事項通知第2の8(2)及び(8)を集用(単定をある)。(2)に「日産事項部別」と 事項の影響がお加止のた。第一の17年で、2)に「17年の17年で 事項の影響がお加上のた。第一の17年である。第一の17年で 表現の影響がお加上のた。第一の17年である。第一の17年で にあっては、休業更請で使って体操した開閉を、留意専項通知の正月等の 特別な期間」として取り扱うことはできるか。	機様区分の特例適用の雇出は年度内に「度しが行うことができないのか。 例えば、一度利用に「最かが多いの機関の分解では適用した場合におい と、次月に利用は人員数の回復し、規模区の分解が同節を終了した事 所があったとすると、当該事業所はその後再今利用性人員数が減少した場合でも、再度特別の適用の属比を行うことはできない。	3%加算算法・現模区分の格例の適用に係る個出法、利用並人員勢の減少 が生じた月の翌月 15 日までに配社を行うこと とされているが、同日まで に届出がなされなかった場合、加算算定や特例の適用を行うことはできな いのか。	磁染症又は災害の影響による他の事務所の体業やサービス線小等に伴って、当然素素所の利用を置かが出した で、当然素素所の利用を置かがしません。 事業所にあっては、各月の料理は、自教及が前在度1月当たりの平均利 取入局域の第三にあたり、やなを得ない理由により受け入れた利用者に にて、その利用者を開催になりた上で、平均利用医人員数に含まないこ ととしても乗し去えないか。	感染症又は災害の診響により利用延人員数が減少した場合、3%加算算定 の届出化性度的に「8分析ランとかできたいのか、8分は、一度利用延人 最かが減少し3%加算算をの組までい、10年間では、3分配はの場合にあれて、次 目に利用率人間がの間ない、3分配質の算定を終了した事業所があったと 7方と、出続事業所はその発展が利用症人員数が減少した場合でも、再度 3%加算を算定することはできないのか。
画	3%加算及び機機区分の特例(เ感染症に よる休業更新時の取扱い)	3%加算・規模区分の特例(規模区分の 特例の年度内での算定可能回数)	3%加算及び規模区分の特例(原出がな	3%加算及び領機区分の特例(他都崇所 の利用者を認定的に受け入れた場合の 利用並人員等の算定)	3%加算及び機機区分の特例(3%加算 の年度内での算定可能回数)
基準種別	<b>港区</b> 84	蛋白 日本	臺崙	HEI 200	<b>神経</b> 登幸
サービス種別	遊所介籍 地域密着型過所介護	湖南	通所介護 地域密着型通所介護	地域改善型為所介護	過所介護地域密轄型過所介護

問番号	74	164	165	166	167	168	169
文書名	介護保険最新情報R6.3.15VoL1 1225年から年度介護報酬改定に関す 5225年分末(Vol.1)(今和6年3月15日) の送付についてp48	介護保険最新情報R6.3.15VoL1 1225年第40年度介護報酬改定に関す 522年(AA(Vol.1)(特別6年3月15日) の送付についてp98	介護保険最新情報R6,3.15VoL1 12257年910年度介護機開設定に関す 50Q&A(VoL1)(ぞ和6年3月15日) の送付についてp99	が護保険電新情報R6.3.15V0L1 1225「今前の年度介護時酬改定に関す るQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日) の送付についてP100	介護保険最新情報R6.3.15VoL1 1225年から年度が襲撃地区に関す 3026年(AVCH)(今和6年3月15日) の送付についてP100	介護保険最新情報R6.3.15VoL1 1225年4和6年度7万 第20名4人(Vol.1)(令和6年3月15日) の送付についてp100	介藤保険最新情報R6.3.15VoL1 1225「今和6年度介藤報酬広に関す るQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日) の送付についてP101
回答	3%加算及び賠償区分の特例の終期については、対象となる感染症や災害により、これによる影響が継続する地域、期間が異なることから、その都度検討を行い対応をお示しする。	・感染症者しくは災害のいずれか又は両方の業務維続計画が未廃定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられ ていない。他に「非解の対象を ・なお、今和3年的が無解解改定において、業務維続計画の第定と「原操に義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定明 的な業務維続計画の見直しの実施の有無は、業務維続計画未発定減算の算定要件ではない。	業務継続計画未集空線車の施行時期は次のとおり。 ・適所で第一位機能整置が通所で第一・有16年4月 ※ただし、中知7年3月 3日までの間の最実症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の 第定を行っている場合には、減算を適用しない。	・業務機能計画未確定減算については、行政機関が適能指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を潜たさない。 事業が中に手には、名称ので、2.24年の19.02年の当日では、2.24年の ・43.12、当所の機能を持つで、19.02年の第10年の日の連盟において、業務機能計画の未被定が判別した場合(かつ、概念値の予防 が2.04年の前の所にのための時間を対象とは、19.03年に関する異体的計画の現在を行っているい場合)、令和7年10月からではなく、令 和6年4月から減算の対象となる。 ・3.5、抗菌が健康を持つ、令和7年10月の確認指導等において、業務機能計画の未接定が判別した場合、令和7年4月から減算 の対象となる。	・減算の適用となる。 ・なお、全ての指置の―つでも講じられていなければ減算となることに留意すること。	過去に遡及して当該減算を適用することはできず、発見した日の属する月が「事実が生じた月」となる。	改善計画の提出の背無に関わらず、事実が生じた月の翌月から減算の措置を行って差し支えない。当該減算は、施設・事業所 から改善計画が提出され、事実が生じた月から3か月以降に当該計画に基づく改善が認められた月まで維続する。
與其	3%加算や機模区分の特例の対象となる感染症又は災害については、これ が発生した場合、対象となる信仰等は影響化害化・特殊基務・示されること となっているが、対象となって後、同時発症又は没害による3%加算や規模 区分の特例が終了する場合も事務連絡により示されるのか。	業務審徳計画未兼定漢質はどのような場合に適用となるのか。	業務継続計画未策定減算の施行時期はどのようになるのか。	行政機関による連営指導等で業務機能計画の未復定など予適切な通貨が 対談なれた場合、1等後が生じた時点 13年で鑑及して当該装算を箇用するの力。	高齢者虐待が発生していない場合においても、虐待の発生又 はその再発 を防止するための全ての指置(寒角会の開催、指針の整備・耐修の定規的な 実施、担当者を置くこと)がなされていなけがは寂算の適用でなるのか。	漢宮指導等で行政機関が把握した高齢者保存が止措置が第じられていな に等実が、発見した日の属する日より値式の場合、遡及して当該漢算を適 用するのか。	高齢者信荷は指置 未実施減算については、虐待の発生又はその再発を 所はするためなてのが描る高色の間様、結形の整備、排除の運動が改進 施 担当者を置くことがなせれていない。事計が生じた場合「逐やかに改 書計画を結構を開くことがなせれていない。事が生じた場合「逐やかにない 書計画を結構を開く。 100回)の公司 からのとは、ままが生じた場合、「変かなして適合」の の公司 からなきが認めるれた目来を行うことに、事業が生じた で変しながらが認め解析事に提出することとの。 で変しながらが関することとする。「ことでれているが、施設・事業所 から改善計画の確立されない限り、減算の指置を行うことはできないの か。
項目	3%加算及び規模区分の特例(3%加算 や規模区分の特例の終期)	業務産続計画未算定済第について	業務療験計画未築及滅算(こついて	※洗締修計画未後だ。	高齢者信待防止措置未実施減算について	高齢者虐待防止措置未実施減算について	高齢者虐待防止措置未実施減算について
基準種別	華	如蓋	抑蓋 興審	抑 類 類	题	题	知憲 興羅
サービス種別	通所介護 地域密着型通所介護	全サービス	金サービス	<u>拿</u> サービス	全サービス	全サービス	全サービス

۵ļr	-	N	ю	4	ω
日番号	171	172	173	‡ 174	175
文書名	介護保険最新情報R6.3.15VoL1 12251年前4年度が1整線開放定に関す るQ&A(VoL1)(令和6年3月15日) の送付についてp103	介護保険最新情報R6.3.15VoL1 2025年的在保険が開始応定に関す るQ&AVVoL1)(特別6年3月15日) の送付についてp104	介護保険最新情報RG.3.15VoL1 1225「や和6年度が情報MM応定に関す るQ&A(VoL1)(令和6年3月15日) の送付についてp104	72 1225 年和6年度 7 8 20 8 20 8 20 8 20 8 20 8 20 8 20 8 2	が破保険最新情報R6.3.15VoL1 12255年初6年度が開発MAに関す るQ&A(VoL1)(令和6年3月15日) の送付についてp105
製品	・事業所が登当の加算の算定を開始しようとする目の翌月以降の月の最終週よりサービスの利用を開始したなど、サービスの利用 別解後に、利用者に係る情報を収集し、サービスの内用を 開始と応要的の 10 日本でにデージを記述することが困難な場合は、当該 利用者に限って自利開解的の窓や月 いつにまでに選出することとでも参えませいとしている。 に対し、加算の算については ILTE へのデーラ提出が要件となっているため、利用開始月の翌月の 10 日までにデータを選出 は、出資月の翌月より第定か可能。 まず、本数の2月より第定か可能。 学売、本数の2月より第定か可能。 学売、本数の2月より第定か可能。 学売、本数の2月より第定か可能。 まなることを妨げるものではない。 なお、利用開始月の2月の 10 日までにデーク提出が困難であった理由について、介護記録等に明記しておく必要がある。	・原則として、事業所の利用者全員のデーグ提出が求められている上記の加算について、月末にサービス利用開始した利用者がおり、やむを得け、当該 日日記款利用者に係る情報を LIFE に提出できない場合、その他のサービス利用者についてデータを提出していては、所属をできる。 すなれ、情報の提出が困難であった理由について、介護記、登等に明記しておく必要がある。 ・ただし、上記の場合や、で他やむさ得ない場合(※)を除いて、事業所の利用者全員に係る情報を提出していない場合は、加算を算定することができない。 算定することができない。 (※)令和3年度介護機翻改定に関す得るQ&A(VoL3)(令和3年3月 26 日)間 16 参照。	・差し支えない。 ・事業所又は結婚いて使用している介護記録ソフトを用いて令和6年度改定に対応した様式情報の登録ができるようになってか ら、令和6年4月以降 サービン提供分で提出が必要な情報 について、遡って、やむを得ない事情を除き令和6年 10 月 10 日 までに LIFEへ掲出することが必要である。	・各名6年4月以降サービス提供分に係る LIFE への提出情報に関して、各名6年4月施行のサービスについては、各名6年度改定 に対わした表す。 これがある6月 海ボウケービス (活躍)・バビリー・ション、連行リハビリテーション、予防部間 リハビリテーション・予防部所 アルビリー・アイン・コンドル は、名名6年4~1月サービス銀行の提供分の提出機能に関い、自然1名年度の対しては対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対	・科学的介護権基体制加算を算定する際に提出が必須とてれている情報について、令和6年4月又は6月以降は、少なくとも3か月に1回提出することが必要である。 ・例えば、令和6年2月に提出した場合は、6か月後の今和6年8月までに少なくとも1回データ提出し、それ以降は3か月後の令和6年1月月末でに少なくとも1回データ提出し、それ以降は3か月後の令和6年11月までに少なくとも1回のデータ推出が必要である。
超	月末とリサービスを利用開始した利用者に係る情報について、DC様する時間かけ分類を出来ない等のやなを得ない場合については、当該サービスを利用開発していては、当該サービスを利用開発のよりには、当該サービスをできます。 (19 日本では出することとしても強しなえないとあるが、利用部独自の日までにデータ撤出した場合は利用部独目より算定可能の。	事業所又は施設が加算の算定を開始しようとする月以降の日末にサービス 利用開始した利用者がおり、やむを得す、温熱用者の当級月のデータ設 出か困難な場合、当該利用者以外については算定可能か。	LIFE への入力について、事業所又は施設で使用している介護記録ソフトからCSV 連携により入力を行っているが、LIFE へのデータ提出について、当該ソフトが令和6年度改定に対応した後に行うこととして差し支えないか。	令和6年4月以降サービス提供分に係る LIFE への提出情報如何。	科学的介護権進体制加度のデータ提出拠底について、少なくともの月に1 回から3か月に1回に発産されたが、令和6年4月又は6月以降のいつから 少なくとも3か月に1回総出すればよいか。
通目	科学的介護権進体制加算。自立交援に 地加算、海路マネジメント加算、積配対 条指導管理(II)、排せつ交援加算に いて	科学的介護措施体制加算 自立女選に 造加算、務備マネジント加算・機動対 ・ いて いて	科学的介護推進体制加算,自立支援(2) 海加算, 新確マネジメント加算, 都確対 7 新指導管理(II), 排せつ交援加算(2) 1 いて	LIFE への提出情報について	料学的介護推進体制が関係について
基準種別	<b>基础</b> 88	<b>墨图8</b> 8	幸 長 野州	Hal Be	<b>一种</b>
サービス種別	<u>ቋ</u> ታ-ピス	<u>全サービス</u>	<u> </u>	<u>全サー</u> ピス	金サービス

日番号	176	181	182	183	184
文書名	介護保険最新情報RG.3.15V0L1 1225「今和G年度介護報酬改定に関す るQ&A(YoL1)(令和G年3月15日) の送付について105	介護保険最新情報R6.3.15Vol.1 1225年第16年度介護報酬改定に関す るQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日) の送付についてり109	介護保険最新情報RG.3.15Vol.1 1225(考46)年度小護衛順改定に関す 高の8.4(Vol.1)(令和6年3月15日) の送付についてり109	介護保険最新情報RG.3.15Vol.1 1225(春和の年度が後継継改定に関す 高名及本(Yol.1)(年和6年3月15日) の送付についてp110	介護保険最新情報RG.3.15V0L1 12257者和6年度介護機副改定に関す 50名Aイ(Vol.1)(予和6年3月15日) の送付についてり111
回答	令和5年4月以降が評価対象期間の始期となっている場合は、ADL 利得が3以上の場合に、ADL維持等加算(II)を算定すること ができる。	本来、改定に伴う重要事項(料金等)の変更については、変更前に説明していただくことが望ましいが、4月施行の見直し事項については、本むを得ない事情により、3月中の説明が難しい場合、4月1日以降速やがに、利用者以はその家族に対して「事な説明を行い、同意を得るとなった。1月年を持ちの見直し事項については、5月末日までに、利用者とはその家族に対して丁本な、元の職、事間に6月以降かりの無同等状況・一種疾を自治体に同り比較の対象を得る必要がある。「一個教を自己を明まれ、日本に7月、4月施行の見直し事項と6月 でか、元の職、事間に6月以降かりの無同等状況・一種教を自治体に同け比広で指揮業者によいては、4月施行の月直し事項と6月施行の月直し事項を日前で総のでは、2という。美教な財政・を行って(全)支えない。また、5月末日までの間に第たにサービスが開発がする利用者については、サービス利用開始等の重要事項的時に、6月施行の	事業者の判断で、4月以降分を提出する際に6月以降分も併せて提出することとしても差し支えない。	・小護保険法上、小護事業所・施設等か分譲保険サービスを提供するためには、自治体が条例で定めた基準を満たすものとして、都 進所集等からの指定を受ける必要がある。自治体が条例を制定・運用するに当たっては、() 従うへき基準、(3年準、3年等で、3年準、3年年で、3年年、3年年、3年年、3年年、3年年、3年年、3年年、3年年、3年	・指定国宅サービス等及が指定介護予防サービス等に関する基準について」(年成 11 年5月 17 日付け老企第 25 号)等の解 影響知においては、官様を行うため、無例を実施を含まるでは、大型に関する基準について」(年成 11 年5月 17 日付け老企第 25 号)等の解 系体的によったしている。 第 4年 7日 日本 17 年 7日 17 日本 17 年 7日 17 日本 17 年 7日 17 日本 1
阿蘭	ADL 維持等加算(エ)について、ADL 科特が「2以上から「3以上」へ見直されることとなったが、今近6年3月以前に学師が変劇間の届出を行っている場合であっても、ADL 維持等加算(エ)の算定には ADL 利得3以上である必要があるか。	や和6年度小機機開設にこおいて、 ・部間看機・訪問リハビリテーション・居宅機業管理指導・通所リハビリテー ・ションに係る別面しいもの46の名の指揮・ ・をの他のサーベスに係る別面(16年的644月旅行 ・処理改善が解の一本化等(加算率引き上げ合む)はサービス一線で令和6 とどれたが、利用者・家族等に対して、改定内容の説明をいっどのように行うにおった。	4月施行サープス(右記以外)と6月施行サープス(結問看職、結問リハピリ ナーション、同年機管管部指導及(治所リハピリナーション)の原方を提供 している介護事業者は、介護的合養算にに係る体制等状況一覧表の届出を 別々に行う必要があるのか。	人員配置基準等に関するいわゆるローカルルールについて、どのような取扱いとするべきか。	<b>管理者に求められる具体的な役割は何か。</b>
項目	ADL維持等加算について	介護報酬改定の施行時間について	介護機関の定の施行時間について	人員配置基準等に関するいわゆるローカルルール	管理者の責務
基準種別	* 表	<b>把</b> 图像	<b>※</b> 整 を を を を を を を を を を を を を	人員	ux.
サービス種別	過所介護地域密着型通所介護	金 サービス	全サービス	金 サービス	全サービス

日番号	-	4
文書名	介護保険最新情報 R6.3.29/06.12名が6476年 報酬改定に関するQ&A(VoL.3)(令和 6年3月29日)の送付についてp1	介護保険最新情報 R6.3.29/04.1245/4和6年度介護 機関配次に関するの&A(V0.33)(令和 6年3月29日)の送付についてp3
黎回	当該様式については、市町村長から都造府県知事への進建書となっているが、事業者から市町村長への届出書と認み替えて、通宜 使用して差し交えない。なお、地域惣着型介護予防サービス事業者及び介護予防支援事業においても同様の取扱いとする。	同等以上の能力を有する者として、例えば、訪問か護事業所において小護指袖士として7年以上サービスを利用者に直接提供する とともに、そのうちの3年以上、サービス提供責任者としても従事する者を研修対象者として認めていただくことは悲し支えない。
阿尔	地域形を理サービスの介護給付費算定に格る届出において、事業者情報については、介護的付費算定に係る権制に同じ、有限を開発に対する配出である。 ついては、介護的付費再に係る体制等に関する配出等における密急点について(行利の任ま刊) 日 日表後 の31分 第 与男性支援機能者應局を指加別別報 第3 - ク 7度総付費其に係る体制等に関する進進業を用いて、市町村長から総制等無知事への進業をすることになっているが、事業者が市町村長へ居付出る場合には、当該進選書を使用しても差し支えないが。	「認知信の議実践」」「ダー研修の研修対象者として、介護保険施設・事業所 等においてサービスを利用者に確保報件する介護職員として「介護権士」 資格を関係した目から表現して10年以上がつ、15名の日以上の発験 終を有する者のいはそれに同時人の能力を有する場であると実施士 の長の課題のを指していば、新知年末月 31日までの間は、本文の規定に 関わらず研修教者」とあるが「それに同時人」の能力を有な 関わらず研修教者」とあるが「それに同時人」の能力を有なる。 と実施主体の長の認めた者」とは具体的にどのような者なのか。
項目	体制等状況-應表	認知症専門ケア加算、認知症加算
基準種別	丑	毛包格
サービス種別	地域密着型サービス・介護予防支援	過两介醫 地域密養適所介護

# 基本チェックリスト

No	質 問 項 目	口	答
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がってますか	0. はい	1. いいえ
8	15分間位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ
11	6か月間で2~3kg以上の体重減少はありましたか	1. はい	0. いいえ
12	身長( cm) 体重( kg)	1. はい	0. いいえ
	(BM I = ) (注)		
13	半年前に比べて堅いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると	1. はい	0. いいえ
	言われますか		
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめな	1. はい	0. いいえ
	くなった		
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくう	1. はい	0. いいえ
	に感じられる		
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ

注) BMI (=体重 (kg) ÷身長 (m) ÷身長 (m) ) が18.5 未満の場合に該当とする。

# 生活相談員の資格要件について

福岡県保健医療介護部介護保険課

生活相談員の資格要件については、下記のとおりとする。

#### 1 通所介護・短期入所生活介護

- (1) 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者
  - ①社会福祉士
  - ②精神保健福祉士
  - ③社会福祉主事任用資格
- (2) これと同等以上の能力を有すると認められる者 次のいずれかに該当する者
  - ①介護福祉士
  - ②介護支援専門員
  - ③社会福祉施設等(注)で3年以上勤務し又は勤務したことのある者

#### (注) 〇社会福祉法第2条に定める社会福祉事業

- ・生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に規定する救護施設、更生施設その他生 計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を 経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
- ・児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に規定する乳児院、母子生活支援施設、 児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営 する事業
- ・老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に規定する養護老人ホーム、特別養護老 人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)に規定する障害者支援施設を経営する事業
- ・売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)に規定する婦人保護施設を経営する事業
- ・授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業
- ・生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金 銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
- ・児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
- ・母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)に規定する母子家庭等日常生活 支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子福祉施設を経営する事業
- ・老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業
- ・身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身

体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業

- ・知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)に規定する知的障害者の更生相談に 応ずる事業
- ・生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他 の施設を利用させる事業
- ・生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
- ・生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法(平成九年法律第百二十三号) に規定する介護老人保健施設を利用させる事業
- ・隣保事業(隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他 その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものを いう。)
- ・福祉サービス利用援助事業 (精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス (前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。)の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。)
- ・上記の事業に関する連絡又は助成を行う事業

〇病院、診療所、指定特定施設、介護老人保健施設、指定居宅介護支援事業及び指定介護 予防支援事業

#### 2 特定施設入居者生活介護

適任者を配置すること。

### 事業所規模区分について

平成 24 年度末に実施された会計検査院による会計実地検査において、通所系サービスの 事業所規模区分を誤り、介護報酬を過大請求している事業所が判明しています。

通所介護及び通所リハビリテーション事業所においては、事業所規模区分の誤りが無いよう再確認してください。

なお、事業所規模区分を誤って過大請求していたことが判明した場合、遡及して、介護 報酬を保険者に返還するとともに、利用者にも利用者負担を返還しなければなりません。

#### 〈事業所規模区分(1月当たりの利用者数)〉

#### 通所介護

利用者数≤750人 通常規模型事業所 750人<利用者数≤900人 大規模型事業所 (I)

利用者数>900人 大規模型事業所(Ⅱ)

# 通所リハビリテーション

利用者数≦750人 通常規模型事業所

750人<利用者数≦900人 大規模型事業所(Ⅰ)

利用者数>900人 大規模型事業所(Ⅱ)

#### 〈規模区分の判定〉

- 〇 1月当たりの利用者数の計算方法
  - ① 原則 前年度4月~2月平均の1月当たりの利用者数

→ 毎年度3月15日までに、4月~2月(11か月)の平均利用者数 を算定し直し、変更があれば県に届け出ること。

- ② 例外(前年度の実績が6か月未満、前年度から定員を25%以上変更の事業所) 定員×0.9×1月当たりの営業日数
- (注)②の下線部分が適用されるのは、年度が変わる際に定員を25%以上変更する場合のみです。(平成20年4月21日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡(Q&A)問24)
- ※ 具体的な計算方法については、平成24年3月30日厚生労働省老健局 Q&A(vol. 273)を参照。

#### 【集合住宅に居住する利用者に対するサービス提供に係る減算について】

平成 28 年度末に実施された会計検査院による会計実地検査において、<u>集合住宅に居住する利用者に対するサービス提供に係る減算(以下「同一建物減算」という。)を適用せずに</u>、介護報酬を過大請求している事業所が複数判明しました。

訪問系サービス(訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション)及び通所系サービス(通所介護、通所リハビリテーション)においては、同一建物減算の適用漏れがないよう再確認してください。

なお、同一建物減算を適用せずに、過大請求していたことが判明した場合、遡及して、介護報酬を保険者に返還するとともに、利用者にも利用者負担を返還しなければなりません。

### 【訪問系サービス】

#### 〈同一建物減算〉

- ① 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住するもの <所定単位数の10%減算>
  - 当該指定訪問系サービス事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地並びに隣接する敷地にある建築物に居住する利用者に訪問系サービスを提供する場合
- ② 上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
  - <所定単位数の15%減算>
  - ①に該当する以外の建物で訪問系サービス事業所の利用者が 20 人以上居住する場合(同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数は合算しない。)
- ③ 上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者 (当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合) <所定単位数の10%減算>

# 【通所系サービス】

# 〈同一建物減算〉要介護 ▲94単位/日

事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に当該通所 系サービスを行う場合

※同一建物:通所系サービス事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物

- 〇月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については以下のとおり。
- ・以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
- ・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間(※)に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。
  - ※サービス算定対象期間:月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。 月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間。

### <対象事由と起算日>

月額報酬対象サービス		月途中の事由	起算日※2
		・区分変更(要支援 [ ⇔要支援 [] )	変更日
		<ul> <li>・区分変更(要介護→要支援)</li> <li>・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)</li> <li>・事業開始(指定有効期間開始)</li> <li>・事業所指定効力停止の解除</li> </ul>	契約日
	開	<ul><li>・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知 症対応型共同生活介護の退居(※1)</li></ul>	退居日の翌日
	始	<ul><li>・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)</li></ul>	契約解除日の翌日
		<ul><li>・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)</li></ul>	退所日の翌日
		- 公費適用の有効期間開始	開始日
介護予防通所リハ  (介護予防特定施設入  居者生活介護における		・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
外部サービス利用型を	了	•区分変更(要支援 Ⅰ ⇔要支援 Ⅱ)	変更日
含む)   		<ul> <li>・区分変更(要支援→要介護)</li> <li>・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)</li> <li>・事業廃止(指定有効期間満了)</li> <li>・事業所指定効力停止の開始</li> </ul>	契約解除日 (廃止•満了日) (開始日)
		<ul><li>・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知 症対応型共同生活介護の入居(※1)</li></ul>	入居日の前日
		<ul><li>・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)</li></ul>	サービス提供日(通い、 訪問又は宿泊)の前日
		<ul><li>・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)</li></ul>	入所日の前日
		•公費適用の有効期間終了	終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由		起算日※2
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能 型居宅介護 複合型サービス(看護小規 模多機能型居宅介護)			. —
		・区分変更(要介護1~要介護5の間、要支援 I ⇔要支援 II)  ・区分変更(要介護⇔要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 ・受給資格喪失 ・転出 ・利用者との契約解除  ・公費適用の有効期間終了	変更日 契約解除日 (廃止•満了日) (開始日) (喪失日) (転出日)
夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護(療養 通所介護)	開始終了	<ul> <li>サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)</li> <li>事業所指定効力停止の解除</li> <li>利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)</li> <li>公費適用の有効期間開始</li> <li>生保単独から生保併用への変更(65歳になって被保険者資格を取得した場合)</li> <li>サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)</li> <li>事業所指定有効期間満了</li> <li>事業所指定効力停止の開始</li> <li>利用者との契約解除</li> </ul>	契約日開始日資格取得日契約解除日(満了日)(開始日)
		- 公費適用の有効期間終了	終了日

月額報酬対象サービス		月途中の事由	起算日※2
		・区分変更(要介護1~5の間)	変更日
		<ul> <li>・区分変更(要支援→要介護)</li> <li>・サービス事業所の変更(同ーサービス種類のみ)(※1)</li> <li>・事業開始(指定有効期間開始)</li> <li>・事業所指定効力停止の解除</li> <li>・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)</li> </ul>	契約日
		<ul> <li>・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所(※1)</li> <li>・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の退居(※1)</li> </ul>	
		・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間 (ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く)	給付終了日の翌日
   訪問看護(定期巡回·随時		・公費適用の有効期間開始	開始日
対応型訪問介護看護事業 所と連携して訪問看護を行		・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
う場合)		・区分変更(要介護1~5の間)	変更日
		<ul> <li>・区分変更(要介護→要支援)</li> <li>・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ(※1)</li> <li>・事業廃止(指定有効期間満了)</li> <li>・事業所指定効力停止の開始</li> <li>・利用者との契約解除</li> </ul>	契約解除日(満了日)(開始日)
	了	<ul> <li>・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所(※1)</li> <li>・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の入居(※1)</li> </ul>	
		・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間 (ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く)	給付開始日の前日
		- 公費適用の有効期間終了	終了日

月額報酬対象サービス		月途中の事由	起算日※2
		・区分変更(要介護1~5の間)	変更日
	開始	<ul> <li>・区分変更(要支援→要介護)</li> <li>・サービス事業所の変更(同ーサービス種類のみ)(※1)</li> <li>・事業開始(指定有効期間開始)</li> <li>・事業所指定効力停止の解除</li> <li>・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)</li> </ul>	契約日
		<ul> <li>短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所(※1)</li> <li>小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の退居(※1)</li> </ul>	
		・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間	給付終了日の翌日
		- 公費適用の有効期間開始	開始日
定期巡回•随時対応型訪問 介護看護		・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
		・区分変更(要介護1~5の間)	変更日
		<ul> <li>・区分変更(要介護→要支援)</li> <li>・サービス事業所の変更(同ーサービス種類のみ)(※1)</li> <li>・事業廃止(指定有効期間満了)</li> <li>・事業所指定効力停止の開始</li> <li>・利用者との契約解除</li> </ul>	契約解除日(満了日)(開始日)
		<ul> <li>短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所(※1)</li> <li>小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の入居(※1)</li> </ul>	
		・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間	給付開始日の前日
		- 公費適用の有効期間終了	終了日
	開	・福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合(ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。)	開始日
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	始	- 公費適用の有効期間開始	開始日
(特定施設入居者生活介護 及び介護予防特定施設入		・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
居者生活介護における外部 サービス利用型を含む)	終了	・福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月 の貸与期間が一月に満たない場合(ただし、当分の間、半 月単位の計算方法を行うことも差し支えない。)	中止日
		<ul><li>・公費適用の有効期間終了</li></ul>	終了日

月額報酬対象サービス		月途中の事由	起算日※2
		<ul><li>区分変更(要支援 I ⇔要支援 II )</li><li>区分変更(事業対象者→要支援)</li></ul>	変更日
		- 区分変更(要介護→要支援) - サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) - 事業開始(指定有効期間開始) - 事業所指定効力停止の解除	契約日
		•利用者との契約開始	契約日
	開始	<ul><li>・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知 症対応型共同生活介護の退居(※1)</li></ul>	退居日の翌日
		•介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日
		<ul><li>・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)</li></ul>	退所日の翌日
<b></b>		・公費適用の有効期間開始	開始日
介護予防・日常生活支援総合事業  ・訪問型サービス(独自)		・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
-通所型サービス(独自) ※月額包括報酬の単位とし		-区分変更(要支援 I ⇔要支援 II) -区分変更(事業対象者→要支援)	変更日
た場合		<ul> <li>・区分変更(事業対象者→要介護)</li> <li>・区分変更(要支援→要介護)</li> <li>・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)</li> <li>・事業廃止(指定有効期間満了)</li> <li>・事業所指定効力停止の開始</li> </ul>	契約解除日 (廃止•満了日) (開始日)
		- 利用者との契約解除	契約解除日
	終了	<ul><li>・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知 症対応型共同生活介護の入居(※1)</li></ul>	入居日の前日
		<ul><li>・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)</li></ul>	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
		<ul><li>・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)</li></ul>	入所日の前日
		•公費適用の有効期間終了	終了日
居宅介護支援費 介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント費	_	・日割りは行わない。 ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。(※1) ・月の途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。 ・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 ・月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、それぞれにおいて月額包括報酬の算定を可能とす	_
		[ పే	

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
日割り計算用サービスコー ドがない加算及び減算	・日割りは行わない。 ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。(※1) ・月の途中で、要介護度(要支援含む)に変更がある場合は、月末における要介護度(要支援含む)に応じた報酬を算定するものとする。 ・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 ・月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、生保併用にて月額包括報酬の算定を可能とする。(月途中に介護保険から生保単独、生保併用に変更となった場合も同様)	_

- ※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に 転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。 ※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

# 「特別地域」加算及び「中山間地域等」加算について

#### 福岡県保健医療介護部介護保険課

加算の概要

(令和6年4月1日現在)

						(1710-7-171-10-6127)
加算種別 ※ 1	加算割合	サービス種別 ※2	県等へ の事前 届出①	事業所の所 在地の要件	事業所の規 模の要件	利用者の居住地の要件
1 「特別地域」に 所在する事業所 の加算	15 %	・訪問入浴護 ・訪問看護 ・福祉用具貸与 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 (以上「介護予防」を含む。) ・居宅介護支援 ・訪問介護 ・定期巡回・随時対応型 ・訪問介護	要	「特別地 域」に所在 しているこ と	無	無
2 「中山間地域 等」に所在する 「小規模事業 所」の加算	10 %	同上	要	「中山間地 域等」に所 在している こと	業所…②」	無
3 「通常の事業の 実施では域」を越 えて「に居りにに 域等利用者にサー ビスを提供し 事業所の加算	5 %	・訪問入浴 ・訪問人浴 ・訪問リハビリテーション ・通所リハビリテーション ・福祉用具賃与 ・居宅療養管理指導 (以上「介護支援 ・訪問介護 ・訪問介護 ・定期巡回・随時対応型 ・訪問介護	不要	無		サービスを行う利用者が、 「通常の事業の実施地域(運営規程)の外」 かつ「中山間地域等」に居住していること ※ 利用者が現に「中山間地域等」に居住していることが必要 ※ 通所系サービスは「中山間地域等」に居住している利用者宅への送迎が必要 ※ 利用者から別途交通費の支払を受けることができない

2の中山間地域等」と「3の中山間地域等」の地域は、異なります。

○ 地域区分が「その他(全サービス 1 単位=10円)」でない15市町万在の事業所については、「2の10%加算」の算定はありません。☆福祉用具貸与については、15%、10%、5%加算ではなく、開始日の属する月に、交通費に相当する額の100/100、2/3、1/3の加算となる(上限あり)。

#### ※2 総合事業における当該加算については、各自治体に確認すること。

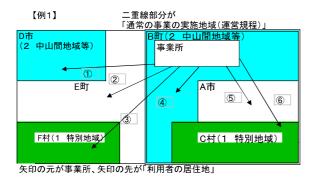
① 届出先 届出期限…算定開始月の前月15日まで

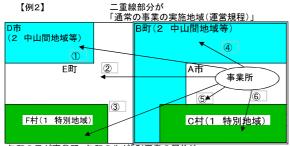
- (1) 事業所の所在地が、北九州市、福岡市、久留米市の場合……<u>事業所所在地の市</u>
- (2) 居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護……事業所所在地の保険者
- - - ・訪問入済の ・訪問入済の ・訪問入済の ・訪問入済の ・訪問入済介護 ・・延訪問回数が20回以下/月 ・介護予防訪問入済介護 ・・延訪問回数が5回以下/月 ・居宅療養管理指導 ・・・延訪問回数が50回/月 ・介護予防居宅療養管理指導・・・・延訪問回数が50/月

    - ・居宅介護支援 …実利用者が20人以下/月
- ・訪問看護 …延訪問回数が100回以下/月
- ・介護予防訪問看護 …延訪問回数が5回以下/月 ・福祉用具貸与 …実利用者が15人以下/月

- ・介護予防訪問リハビリテーション …延訪問回数50回/月・介護予防訪問リハビリテーション …延訪問回数50回/月・介護予防訪問リハビリテーション …延訪問回数50回
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・・・実利用者が5人以下/月

R5年度(4~2月の11か月)の平均で小規模事業所で無くなった場合は、R6年度(4~3月サービス)の10%加算を算定することはできません。





矢印の元が事業所、矢印の先が「利用者の居住地」

/JU -5	昇刮台							
	訪問入浴介護、訪問 貸与、居宅療養管3 リテーション(以上「む。)、居宅介護支	理指導、訪問リハビ 介護予防」を含	通所介護、通所リハビリテーション(「介護予防」を含む。)					
	小規模事業所以外	小規模事業所						
1	5%	10%+5%	5%					
2	無し	10%	無し					
3	5%	10%+5%	5%					
4	無し	10%	無し					
(5)	無し	10%	無し					
6	無し	10%	無し					

※ B町の地域区分は、「その他」

川昇	- 죔.	ΙĒ	Ĺ
	5+1	88	7

加賀宝山人

7311-3	+ 61 C
	訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与、訪問リハビリテーション、通所 リハビリテーション、居宅療養管理指導(以上「介護予防」を含む。)、居 宅介護支援、訪問介護、通所介護
1	5%
2	無し
3	5%
4	無し
(5)	無し
<b>6</b>	無し

# 表1 福岡県内の「中山間地域等」加算の該当地域(事業所所在地による区分)

### 前年度(4月~2月)の実績で、小規模事業所でなくなったときは、中山間地域等に所在する小規模事業所加算(10%)の算定はできなくなります。

### 令和6年4月1日現在

事美	<b>美所所在地</b>	1 「特別地域」に所在する事業所の加算該当地域 (15%加算)	2 「中山間地域等」に所在する「小規模事業所」の加算該当地域 (10%加算) ※「1『特別地域』に所在する事業所の加算該当地域」と重複する地域は対象外
1	北九州市	馬島、藍島	
2	福岡市	玄海島、小呂島、旧脇山村	
4	久留米市		旧水縄村
6	飯塚市	①	旧筑穂町、旧頴田町
7	田川市		全域
8	柳川市		旧大和町、旧柳川市
9	八女市	旧上陽町◎(旧横山村☆に限る。)、 旧黒木町◎(旧大淵村☆、旧笠原村☆及び②に限る。)、 旧矢部村◎、 旧星野村◎	全域 (1に該当する地域を除く)
10	筑後市		旧羽犬塚町
13	豊前市	3	求菩提、篠瀬、旧合河村(轟含む)
16	筑紫野市		平等寺、上西山、本道寺・柚須原・香園
19	宗像市	地島、大島	
23	うきは市	旧姫治村	旧浮羽町
24	宮若市	旧吉川村	旧笠松村
25	嘉麻市	4	全域(1に該当する地域を除く)
26	朝倉市	旧高木村、旧上秋月村、旧松末村	旧秋月町、旧杷木町、旧朝倉町
27	みやま市		全域
28	糸島市	姫島	白糸、旧福吉村、旧志摩町(姫島を除く)
29	那珂川市	旧南畑村	
31	篠栗町		萩尾
34	新宮町	相島	
37	芦屋町		全域
41	小竹町		全域
42	鞍手町		全域
44	筑前町		三箇山
45	東峰村	旧小石原村	全域 (1に該当する地域を除く)
48	広川町		旧上広川村
49	香春町		全域
	添田町	旧津野村、⑤	全域(1に該当する地域を除く)
51	糸田町		全域
52	川崎町		全域
53	大任町		全域
54	赤 村		全域
55	福智町		全域
57	みやこ町	旧伊良原村	全域(1に該当する地域を除く)
	上毛町	旧友枝村	全域(1に該当する地域を除く)
60	築上町	旧上城井村、⑥	全域(1に該当する地域を除く)